２　［略］

３　報告書には次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

［一～三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第十二号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第四条第五項の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

本則中「第二十八回特別給付金国庫債券」を「第二十九回特別給付金国庫債券」に改める。

第一条第二項中「附則第四条第一項」を「附則第七条第一項」に改める。

附　則

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、令和三年十月一日から施行する。

2　改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十三回特別給付金国庫債券及び第二十八回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省、令和一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表第三（第十条関係）		
特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の四〇
	（略）	（略）
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五

改正前		
別表第三（第十条関係）		
特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	（略）	（略）
	別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二〇
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五〇
	（略）	（略）
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二〇

２　［同上］

３　報告書には次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

［一～三　同上］